

障害者の介護に求められるもの

—障害者に対する介護労働に関する調査研究より—

ナカムラ サチコ シマスエ ノリコ ヤマウチ ヒサコ イシカワ ヒョウ
中村 幸子*1 嵐末 憲子*2 山内 弥子*3 石川 彪*4

研究目的 障害者を支援する介護（介助）は、平成15年度から措置から契約への転換という大きな変革を迎えようとしている。しかし、障害者介護労働の体系は、高齢者を対象とした介護保険下のものとは異なり、必ずしも明らかではない。そこで障害者の自立生活支援に寄与する介護職の役割について障害者団体の声をもとに明らかにし、「障害者を支援する介護労働等の特性に関する現状と課題」を整理する調査研究の基礎資料とする。

対象と方法 全国の障害者・患者団体70団体に調査依頼書とアンケート質問紙を送付し、38団体(54%)を有効回答として分析した。さらに協力の得られた団体にヒアリング調査を行った。調査期間は、平成14年3月から6月である。

調査結果および考察 ①マンパワーの資質・条件として、「対象者を理解する態度」「人間尊重の価値観」が上位を占めている。「専門的技術・知識」も重視されたが、障害別のきめ細かい対応や、障害者の権利を守るための専門性が期待され、資格を介しての専門職性とは異なる。②サービス内容および利用状況は、障害により多彩であり、教育・就労・社会参加などの場面での支援をも求めていることが明らかになった。介護（介助）に求められるものも、身体介護という狭い対人サービス論から脱却し、利用者の生活および人生を支える支援者としての認識と、熟練した技術が求められるようになったといえる。③実際に介助を受けている状況として、家族介護に依拠している現実と、近隣への依頼も困難な状況があった。社会への権利意識の高まりはあるとはいえ、インフォーマルサポートへの期待は低くノーマライゼーション思想の理念と現実のギャップがうかがえた。

結論 障害者の介護にかかわるものとして、援助を提供する対象として利用者を見ていくだけでなく、利用者の自立と社会参加のためにどのような支援と連携が必要であるか、あるいは資源開発まで含めて、利用者の立場から発想することが基本である。これは広くソーシャルワークの視点と、さらに利用者および家族をエンパワーメントしていくかわりや、アドボケイトしていく重要性が示唆された。

キーワード 自立支援、社会参加、マンパワー、専門性、介護（介助）

I はじめに

障害者を支援する介護（介助）は、平成15年度から措置から契約への転換という大きな変革

を迎えようとしている。従来の障害者福祉施策に代わり、支援費という新しい制度の導入を目前に控え、それを円滑に機能させるための障害者ケアマネジメントの基本的在り方についての

* 1 日本赤十字武蔵野短期大学助手

* 2 埼玉県立大学助手（現＝同講師）

* 3 淑徳短期大学講師

* 4 弘前福祉短期大学教授

検討が行われてきた。これは身体・知的・精神の3障害すべてを対象としており、高齢者を対象としたものとはニーズや支援内容も全く異なってくると予測される。障害のある方々の自立と社会参加への支援に介護職の果たす役割はあまりにも大きい。しかし障害者介護労働の体系は、高齢者を対象とした介護保険下のものとは異なり、必ずしも明らかではない。

そこで著者らは、障害者の介護に求められるものを明らかにしたいと考え、研究に取り組んだ。本研究は、介護労働の改善に資することを目的とした「障害者に対する介護労働に関する研究」の予備調査として、障害者・患者団体に対して行ったアンケートとヒアリング調査の一部である。障害のある方々の自立と社会参加の支援を目標とし、十分に機能を果たすための介護職の役割について考察するためには、障害者団体の声を反映させていくことの意義は大きいと考え、介護マンパワーと対人サービスに焦点をあて分析を行った。これらの結果をもとに障害者介護の役割について示唆を得ることを目的としている。さらに、次年度の「障害者を支援する介護労働等の特性に関する現状と課題」を整理する調査研究の基礎資料とする。

II 研究方法

(1) 研究目的

障害者の自立生活支援に寄与する介護職の役割について、障害者団体の声をもとに明らかにする。

(2) 対象と方法

全国の70の障害者・患者団体（当事者団体・家族会・支援団体）に調査依頼書とアンケート質問紙を送付し、さらに協力の得られた団体にヒアリング調査を行った。障害の種類は、身体障害、知的障害、精神障害の3障害である。調査期間は、平成14年3月から6月である。

(3) 研究の視点と枠組み

調査対象は、各種障害者の構成部分を考慮し

たものではない。団体の規模・活動・運動内容も様々なため統計解析ではなく、単純集計と自由記載およびヒアリング調査から、次の事柄について各団体の特徴と主張したい点をまとめた。

1) マンパワーについて①ボランティアの参加や協力・養成状況等、②マンパワーの専門性、資格や認証、専門性についての考え、マンパワーの資質・条件等への期待

2) 対人サービスの現状について①対人サービスの利用状況と利用による影響（社会参加、自立支援、介護負担軽減）等、②インフォーマルサポートへの期待と現状等

III 調査結果

70団体にアンケート質問紙を送付し、45団体の回答（回収率64.3%）があったが、そのうち、38団体（同54.3%）を有効回答として分析した。分析にあたっては、肢体不自由団体15、視覚・聴覚・言語障害団体8、内部障害ほか難病等、医療ニーズを要する疾病団体8、精神・知的障害団体7に分類した。なお、アンケートとヒアリング調査は各団体の責任者に依頼しており、個人としてでなく団体の意見を集約した形での回答をしてもらった。

(1) 主介護者および対人サービス利用についての考え（図1、2）

日々の生活を支える主介護者について、各障害団体の大まかな傾向をみるために順位を記入してもらい、1位から3位までを点数化し、全体の割合を出した（1位を5点、2位4点、3位3点として点数化）。

在宅で家族介護や社会的サービスを受けながら生活している人の多い団体が77%、（家族41%、公的在宅サービス25%、私的在宅サービス11%）、施設を利用している人の多い団体が23%（公的施設サービス17%、私的施設サービス7%）であった（図1）。

このような状況をふまえ、対人サービスをどのようにとらえているかの問いには、「家族の負担を軽減するサービス」として90%の団体が必

図1 主介護者 (N=38)

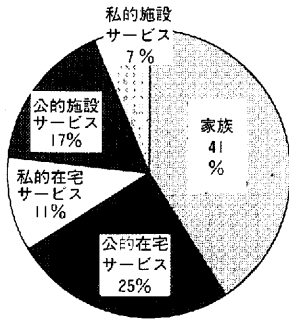


図2 対人サービス利用についての考え (N=38)

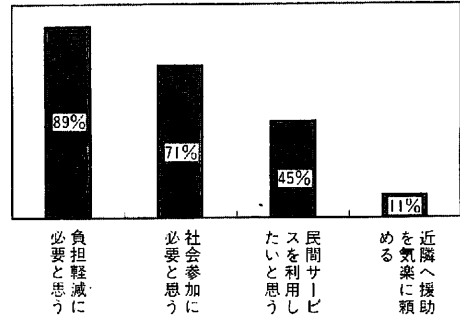


図3 マンパワーについて(肢体不自由15団体)

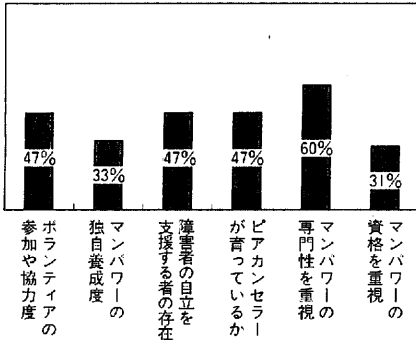
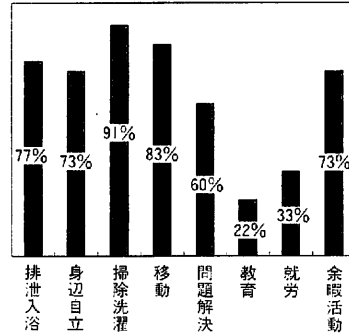


図4 対人サービスの利用状況(肢体不自由15団体)



要としている。「家族は疲れ切っている」「必要な時にすぐ対応して欲しい」などから、公的サービスを補完するため民間サービスの利用も45%が希望している。しかし経済的負担があげられ、実際の民間サービス利用は、在宅で11%、施設で7%であり、公的サービスの枠内で抑えている状況であった。さらに近隣へ援助を気軽に頼めるとの回答は11%のみであり、会員の個人差や地域環境によりケース・バイ・ケースとしながらも、「障害の理解がない」「偏見や無理解があり病名すら告げられない会員がいる」などの声があげられていた。

なお、高齢者との大きな違いとして「社会参加に必要と思う」が71%あった。在宅や施設内での生活支援という受動的なものだけでなく、生活圏を拡大し社会参加を目指す上で、対人サービスを積極的に活用する姿勢がうかがえる(図2)。

(2) 障害者介助等のマンパワーおよび対人サービスの利用状況

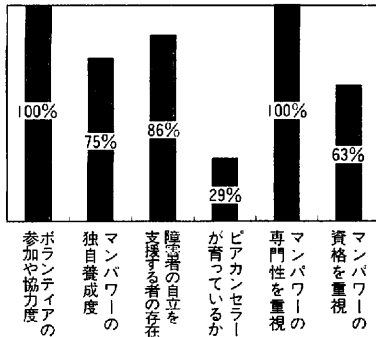
ここでは、各障害者団体のマンパワーおよび利用状況についての考えや現状の特徴、特に団体が主張したい点をまとめた。

1) 肢体不自由15団体(脊髄・頭髄損傷者・脳性麻痺・脳卒中者・リウマチ)(図3、4)

①特徴として、肢体不自由団体では要介護度が高く、介護保険や福祉サービスでの利用が多いため、ボランティアではなく、介護職がかかわっていることが多い。サービス利用については、排泄・入浴、着替え等の身辺自立、掃除・洗濯等の家事など身体介護・家事援助、移動等、ADL、IADLへの直接的サービスの利用が多い。しかし、余暇活動におけるサービス利用も75%近くみられる。

このような状況で、同団体には「必要なケアは障害者自身の教育により、介助者が専門性を身につける必要がある」という、介助に関する基本的な考え方がある。個別対応の習熟や、

図5 マンパワーについて(視聴覚言語障害8団体)

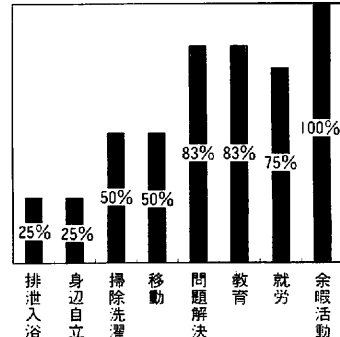


個人の意思を尊重するための柔軟な対応のことを専門性にとらえており、この意味における専門性については重視するものの、実践に役立たない資格は不要であるという考えが強い。また利用者各自が、適切なケアを提供できる事業者を見極める力を備える必要があるとして啓蒙を行っている。身体的な障害があるが、対人サービスを利用しながら自己責任のもとに自律的な生活を志向していることがうかがえる。

②要望・強調したい点の1つとして、福祉を学ぶ学生や介護職には、多様な障害別の研修を実施し、実際に介護に必要な深い知識・技術の習得と共に基礎的な勉強（人権や社会福祉の歴史など）の徹底を望んでおり、その具現化の1つとして養成・研修の講師や、テキスト作成などに当事者が参画し、当事者の立場から介護を考えていく必要があるとしている。

また、障害者介助保障制度（仮称）の確立を急務の課題としている。同制度は、移動や余暇活動の場面など、社会参加には様々な場面で介助が必要なため、利用者本人の主体的判断のもとで、自由に利用することのできるものを想定している。さらに若い障害者には、高齢者のデイサービスのようなのはなまず、障害者独自のサービス開発を必要とするが、総じて自立生活への取り組みには厚生労働省だけでなく、国土交通省（バリアフリー）、警察庁（障害者のステッカー担当）などへの働きかけなど総合的な視点を重要としている。

図6 対人サービスの利用状況(視聴覚言語障害8団体)



2) 視聴覚言語障害8団体（中途失聴者、盲人会、聴覚障害）（図5，6）

①特徴として、視聴覚言語障害者へのボランティアの参加や協力度は高く、社会参加において対人サービスは不可欠であることがうかがえる。サービス利用については、ADLへの援助に比べ、問題解決、教育、就労、余暇活動など社会参加の場面での利用度が高い。

マンパワーの専門性や資格についての考えは、要約筆者、手話通訳者等の存在が不可欠であり、これらは（通訳技術も含めて）技術的・心理的にきわめて専門性が高いととらえている。したがって、養成や派遣が必要不可欠であり、厚生労働省や自治体と協力して、要約筆者、手話通訳者を養成する講座、テキスト、ビデオの作成など土台から取り組んでいる。

②要望・強調としては、視聴覚言語障害の個人差を認識し、その人のニーズに合わせた介助が必要である。しかし、視聴覚言語障害者の現状についての認識は低い。例えば難聴の大部分は障害者手帳交付の基準に達していないので、サポートされない現状があり、またガイドヘルパーと移動の介助は本質的に異なるにもかかわらず支援費制度にガイドヘルパーの記載がなく、移動の介助の表現にとどまっているなど、社会的な関心の低さがあるが、実態を把握し、制度化を図って欲しいなどがあげられていた。視聴覚障害者の生活支援には、情報保障をはじめ、言語障害者へのコミュニケーション保障、自己選択・自己決定の能力に困難のある利用者への支援を切望しているが、その具現化の1つとし

図7 マンパワーについて(内部障害8団体)

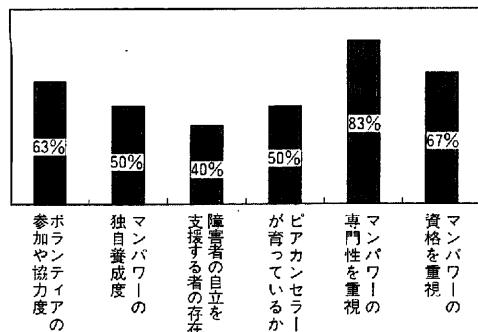
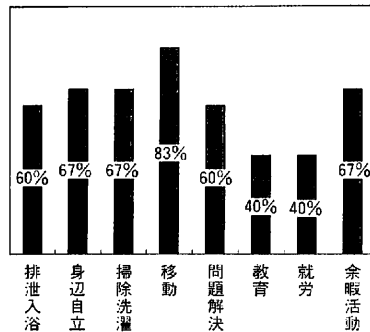


図8 対人サービスの利用状況(内部障害8団体)



て、相談がスムーズに行えるようすべての福祉事務所に手話通訳相談員を設置することを要望している。

また、手話は障害者だけのものではなく、一般の普及を図りたい。そのため教育として、視聴覚言語障害に関する講義と共に手話講義もして欲しいという要望を強くもっている。さらに専門性についての記述では、要約筆記者の存在は重要であるにもかかわらず、介助者自身には「自立を支援しているという自覚が不十分」と感じることがある。専門職でなくとも自立支援に寄与しているという自覚をもち、障害者への精神面・心理面へのケアの専門性を高めて欲しいと願っている、などが挙げられた。

3) 内部障害・難病8団体(肝・腎臓病、難病、オストミー、心臓ペースメーカー)(図7, 8)

①内部障害団体の特徴としては、疾患の特性を理解した医療福祉専門職が少ない中で、専門的ケアやサービスを求めてきたため、「専門性をとても重視している」ことがある。しかし、サービス利用においては、今回のアンケートの結果からは移動時の利用度が最も高く、身体介護・家事援助・余暇活動等は、ほぼ同程度であった。これはマンパワーの資格・専門性云々というよりは、ボランティアが多く出てくるような条件整備を急務の課題としているとの主張を裏付けている。

②要望・強調として、人工透析は1月に13回程度行う必要があり、通院介助は生きていくために必要不可欠なサービスであるが、ボランテ

ィア等の協力者不足のため、症状の軽い透析患者が重度な会員を送迎するという会員相互で助け合っている現状であり、有料でもよいからと、公的サービスの全国的な整備を求めている。

また、ホームヘルパーによる医療行為についての矛盾が問題視される中で、「在宅での生活行為の支援」として、特定の訓練を受けたホームヘルパーが対応できるように許可を要望している。法や制度ありきではなく、利用者の状態・ニーズから制度を考えてほしいとの声である。

さらに、生活上で必要なケアを医療行為とする解釈への疑問がある。例えば『オストメイト(人工膀胱・人工肛門保有者)が在宅で行う蓄尿・蓄使用の袋の交換はトラブルのない場合オムツ交換と同様であると認識しているが、現在、医療行為となっている。在宅での独居生活を可能にするには見直しが必要であり、医療行為から除外してほしい』旨、厚生労働省に要望書を提出している。その他、環境整備によるバリアフリー化と共に、心理面でのバリアフリー化を目指すことで社会復帰などに大きく影響することを主張する。手術をただけでリストラされたり、ウィルス性肝炎から生じた肝硬変の場合の偏見を払拭するなど、職場の理解ある対応により社会復帰は可能となることを強調したい。

4) 精神・知的障害7団体(てんかん、高次脳機能障害、ダウン症、知的障害)

マンパワーに関する現状と対人サービスの利用については、精神・知的障害をあわせてため、妥当な数値とはいえず省略した。

主張したい点として、病態に伴う生活障害に

対する見守りやコミュニケーションなど、障害者の尊厳を大切にしたい自立支援としての介護を強く要望しており、高い専門性が求められる。特にダウン症をはじめとする知的障害では、余暇活動、精神的支援・見守りなどを重視し、ライフサイクル、障害の特性に応じた生活支援に理解のある専門家やサービスを切実に求めている。

また医療との関連で、居宅介護や施設訓練時におけるてんかん発作への介護が医療行為とみなされることで、福祉サービス利用の対象から外される可能性を危惧し、その対応を要望している。高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳を取得しなければ、必要な社会福祉サービスを受けられないが、しかし精神障害や知的障害とは異なるものであり、障害認定における内部障害としての位置づけへの変更実現を強く要望している。また、ダウン症や脳性麻痺への対応で、成人や高齢期における特性を理解した医師が少ないため、引き続き小児科医にゆだねざるを得ない状況であり、日常的な医療を十分に受けられないという課題への対応を望んでいる。

さらに「親亡き後の問題」を案じ、日々の生活における地域との積極的なかわりを期待している。ダウン症児をはじめ知的障害の児がどのように成長し、暮らしていくかの理解と共に、地域における見守りが進めば、「この世に生まれてきてはいけない」という誤った考えが是正され、「出生前診断はすべきでない」という見解が広がることを強く願っている。この具現化の1つとして、地域での暮らしを大切にしたいグループホームの増設を要望している。

(3) マンパワーの資質・条件等への期待（表1、2）

各障害団体の特徴と要望について述べてきたが、この結果をふまえて、マンパワーの資質・条件等への期待をアンケートからみると表1の結果となった。

マンパワーの資質・条件として、「対象者を理解する態度」への期待が圧倒的で、「人間尊重の価値観」「専門的知識・技術」と続いていた。ま

表1 障害者介助を行うマンパワーの資質・条件（5つまで選択）（N=38）

	実数	構成割合(%)
対象者を理解する態度をもっていること	31	82
人間尊重の価値観をもっていること	24	63
専門的技術・知識の優れていること	20	53
責任感が旺盛であること	11	29
介護・介助・世話好きであること	10	26
優しい気持ちを持っていること	10	26
研究心・向上心に富んでいること	9	24
明朗快活であること	8	21
積極的に取り組むこと	7	18
忍耐力・根気強さがあること	7	18

表2 専門性と資格の関係について

（単位 人、（ ）内％）

	総 数	専門性を重視する	専門性を重視しない
総 数	34(100)	27(79)	7(21)
資格必要	18(53)	18	-
資格不要	16(47)	9	7

注 1) Pearsonのカイ2乗検定
2) 漸近有意確率（両側）0.002

た、専門性重視と資格の関係をみると、専門性は79%が重視するが、資格を必要とするが53%であり、両者は必ずしも相関していないことがわかった。

IV 考 察

(1) 障害者が実際に介助を受けている頻度は、高いものから家族、公的在宅サービス、公的施設サービス、私的在宅サービス、私的施設サービスの順であった。社会への権利意識の高まりはあるとはいえ、家族介護に依拠している現実と、近隣への依頼も困難な状況からは、インフォーマルサポートへの期待は低く、ノーマライゼーション思想の理念と現実のギャップがうかがえた。

(2) 障害者を対象としたサービス内容および利用状況は障害により多彩であり、介護（介助）ケアに限定されることなく、教育・就労・社会参加などの場面での支援をも求められている。調査結果から浮かび上がってきたのは介護そのものへの期待や要望だけでなく、社会への啓蒙を期待する内容も多く、目の前の個別援助にとどまるものではないことが明らかになった。

(3) 障害者の自立と社会参加の視点からとらえると、そこにかかわるマンパワーはボランティアをはじめ看護・介護・福祉従事者だけでなく、あらゆる人々の力が必要とされ従来のケア論では言い尽くせない。身体・知的・精神の3障害を視野に入れ、成長発達課題をもつ人々へのライフステージに応じた援助を考えると、介護・介助・援助という表現にも違和感を覚える。このような状況下で介護（介助）に求められるものは何か、その専門性とは何かについて考察すると、身体介護・家事援助という狭い対人サービス論から脱却し、利用者の生活および人生を支える支援者としての認識と、障害別のきめ細かい対応や熟練した技術、障害者の権利を守るための、高い専門性（専門職性とは異なる）が求められるようになったといえる。障害者の介護にかかわるものとして、援助を提供する対

象として利用者を見ていくだけでなく、利用者の自立と社会参加のためにどのような支援と連携が必要であるか、あるいは資源開発まで含めて、利用者の立場から発想することが基本である。これは広くソーシャルワークの視点を持つことであり、さらに利用者および家族をエンパワメント（自己決定、問題解決能力をつける）していくかかわりや、アドヴォケイト（権利を擁護する）の重要性が示唆された。

謝辞

多忙な中、調査にご協力いただいた障害者団体の皆様へ、心より感謝申し上げます。

文 献

- 1) 「障害者に対する介護労働の特性に関する調査研究
初年度報告書」社団法人日本労務研究所 2002

2003年 3 動向誌刊行のお知らせ

表示は本体価格です。
定価は別途消費税が
加算されます。

- * 国民衛生の動向2,095円
発売中
- * 国民の福祉の動向1,800円
発売中
- * 保険と年金の動向1,800円

11月下旬刊行予定

財団法人 厚生統計協会

〒106-0032 東京都港区六本木5-13-14
TEL 03-3586-3361